

## 1. 景観計画の策定について

## (1) 策定の目的

本市の景観行政については、平成13年（2001年）4月に「小牧市都市景観条例」を施行し、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための指針となる「小牧市都市景観基本計画」を策定しました。

その後、平成16年（2004年）には「景観法」が制定され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置付けられたとともに、地方公共団体に対し良好な景観形成に関して施策の策定及び実施する責務が付与され、今日まで「都市景観形成重点区域（やすらぎみち）」の指定や違反広告物の除却活動など、様々な景観施策を推進してきたところです。

さらに近年では、小牧市まちづくり推進計画や小牧市都市計画マスタープラン等の上位・関連計画の策定等が行われており、これらの景観行政を取り巻く状況の変化等に対応するため、より一層積極的に景観行政に取り組むことを目的に、令和5年（2023年）6月に景観法に基づく「景観行政団体」に移行しました。

そこで、景観法に基づく新たな景観計画の策定を行い、良好な景観を形成することを目的とします。

## (2) 基本理念及び景観形成のテーマ

本市のまちづくりの指針である「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」の都市ヴィジョン3は、「魅力・活力創造都市」を目指しており、戦略3として、「住みたい」「働きたい」「訪れたい」魅力あふれる小牧を創造としています。その要素の一つを担うのが「景観づくり」です。

景観形成の大きなポイントは、子どもから大人まで好ましい景観として捉えられている小牧山です。この緑と歴史のシンボルである小牧山の景観をはじめとして、市内にある景観を守り育むこと、また、市民、事業者、行政が協働し、このまちに暮らす人々が誇りや愛着が持てるようにすることが大切です。

そこで基本理念を定め、具体的に取り組みやすくするために、テーマを定めることとします。

小牧市都市計画マスタープラン等

市民意識調査

## 【基本理念】

## 人と緑と歴史をつなぐ 魅力あふれる小牧の創造

私たちが暮らす小牧市は、市街地には公園や街路樹、住宅の庭木などの緑がつながり、田園地域から東部丘陵地にかけては豊かな緑の景観が眺められます。

特に市街地には、市民の誇りであるシンボルの小牧山があり、小牧山を眺めることも、小牧山から我がまちを眺めることも可能です。

また、昔の趣はだいぶ減ってしまいましたが、古くからの街道には社寺や道標などから随所にその地域の歴史を偲ぶことができます。

「人と緑と歴史がつながり 魅力があふれ 子どもから大人まで誇りや愛着が持てる 美しいまち」の創造を目指します。

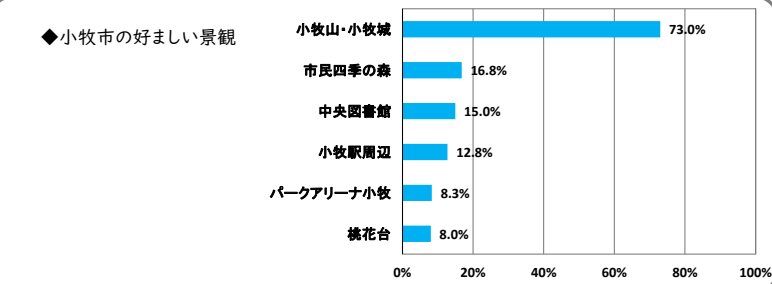
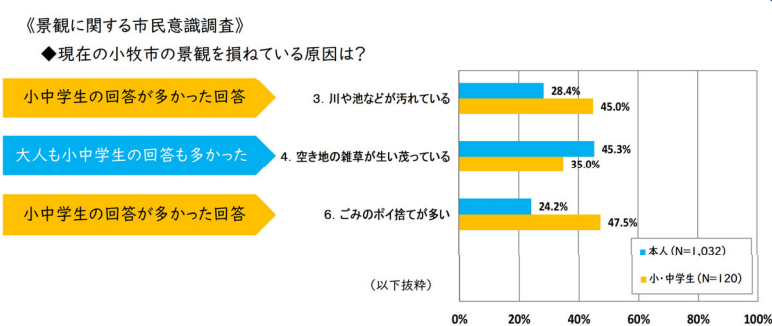
## 【テーマ】

- 小牧のシンボルである小牧山の景観を守り、育む
- 地域の特性にあった景観を守り、育む
- 愛着や誇りが持てるように歴史の景観を守り、育む

- 緑とやすらぎが感じられる景観を守り、育む
- 「市民」、「事業者」、「行政」が協働して景観を守り、育む

## (3) 景観資源

小牧山、東部地域の丘陵地、小牧駅から小牧山にかけての多くの人々が集まる中心市街地エリア、大山川や合瀬川などの河川、その周辺の農地や集落地、縦横に格子状に整備された幹線道路や上街道などの様々な本市の景観資源は、大きく分類すると5つの要素（ランドマーク、ノード、エッジ、パス、ディストリクト）に分類されます。それらの5つの要素の中でも主要な要素を以下に示します。



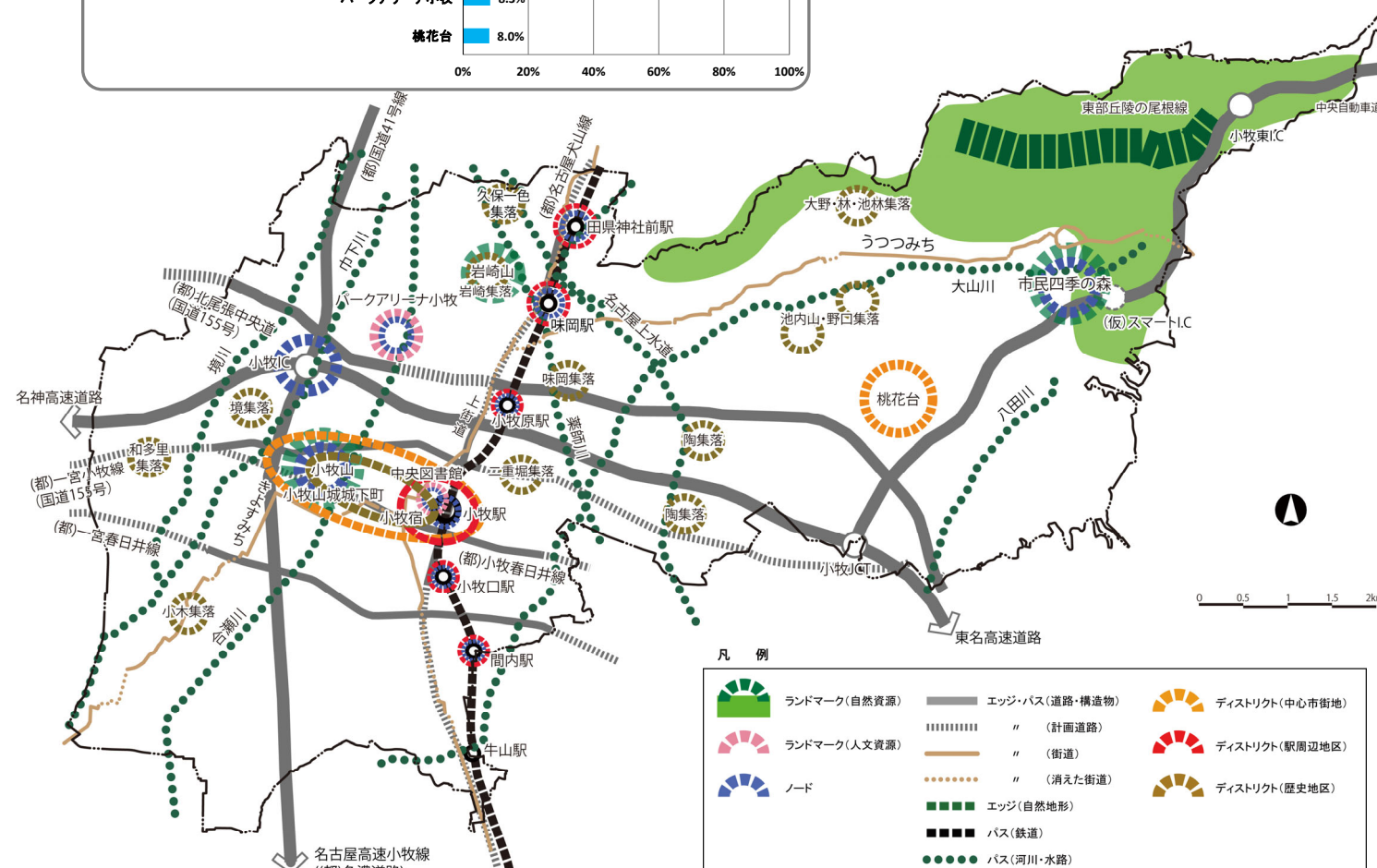
■象徴点…都市を象徴する景観（ランドマーク）  
小牧山、パークアリーナ小牧、市民四季の森、中央図書館 等

■結節点・集中心…人が集まる場所の景観（ノード）  
駅周辺、都市公園、中央図書館 等

■緑・境界…地域を区分する景観（エッジ）  
東部丘陵の尾根線、河川、道路、鉄道 等

■道・線・軸…人が通る場所の景観（パス）  
道路、河川、緑道 等

■地域…まとまりのある地域ごとの景観（ディストリクト）  
中心市街地、桃花台 等



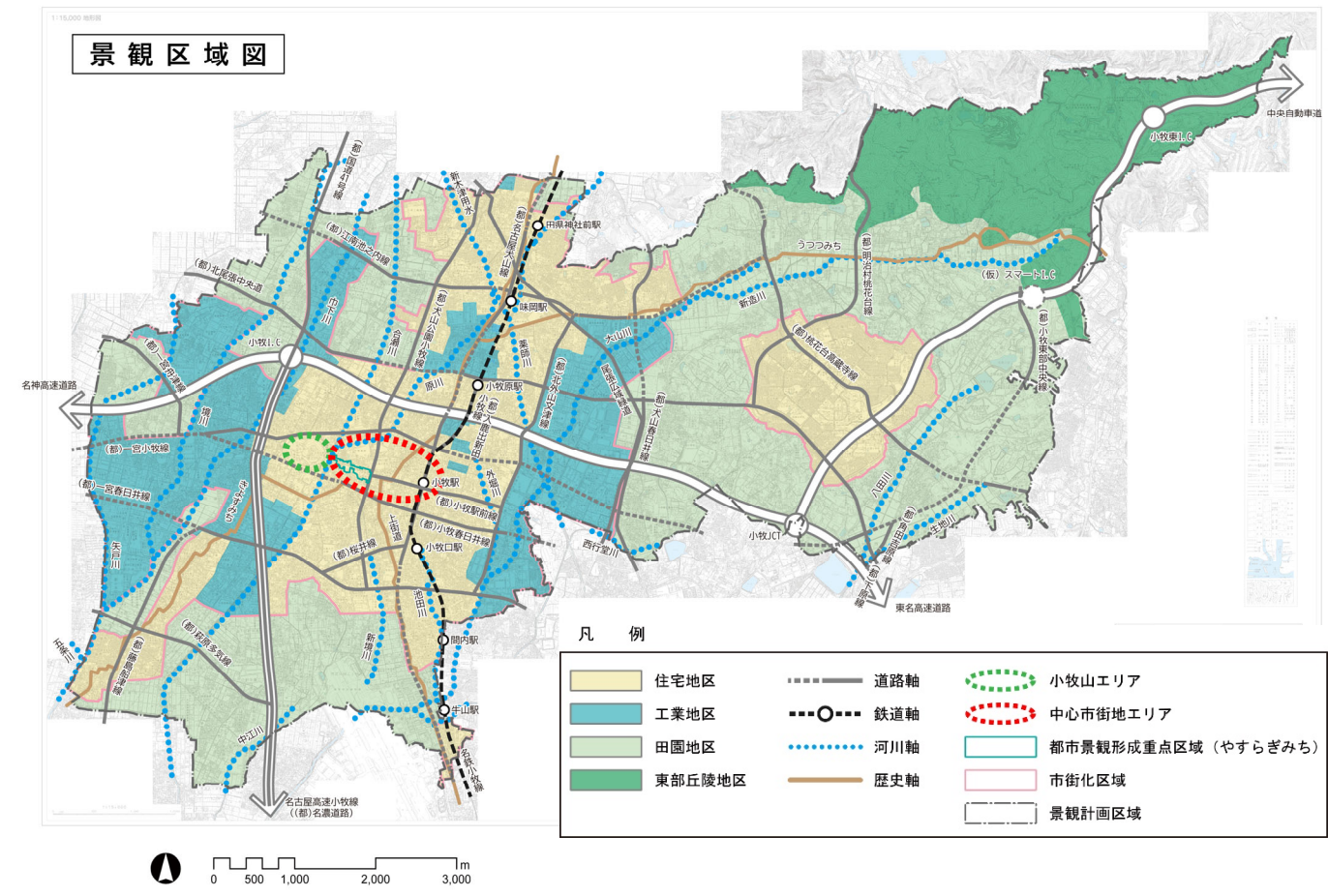


2. 良好な景観の形成に関する方針について

◆ 景観計画を定める区域【第3章】

【策定のポイント】

- 4つの地域、4つの軸、2つのエリアに地区を設定
- 歴史軸の追加、小牧山・中心市街地エリアの充実



◆ 良好な景観の形成に関する方針【第4章】

【まとまりのある地域ごとの景観】

多様な景観を持つ本市を景観特性により『住宅地区』、『工業地区』、『田園地区』、『東部丘陵地区』の4つの地区にゾーニングし、それぞれの景観保全や景観調和に配慮することで、本市の景観の基盤を形成

【骨格や縁取りとしての景観要素軸】

『道路』、『鉄道』、『河川』、『歴史』それぞれの軸沿いの景観は4つの景観軸としてとらえ、沿道の良好な景観を形成

【特徴ある景観を有するエリア】

小牧市中心市街地グランドラインに示された『小牧山』や『中心市街地』の2つのエリアは、特に本市の個性ある地区であり、愛着と誇りを持てるよう、小牧らしい景観を形成

◆ 行為の制限に関する事項(景観法第8条第2項第2号)【第5章】

【策定のポイント】

- 行為の制限に関して、景観形成基準を4つの地区ごとに設定

1 地区の景観形成基準

● 景観計画区域内行為の景観形成基準(項目)

| 建築物                         |            | 工作物  |           |
|-----------------------------|------------|------|-----------|
| 配置                          |            | 外構   | 境界部分      |
| 高さ                          |            |      | 立体駐車場     |
| 意匠・形態                       | 建築設備       |      | 各種プラント    |
|                             | 屋外階段、ベランダ等 |      | 高架道路、高架鉄道 |
|                             | 開口部        |      | 橋梁、歩道橋    |
|                             | 材料         | 材料   | その他の工作物   |
|                             | 色彩         | 色彩   |           |
| 附属建築物(ゴミ置場、自転車置場、倉庫、設備機械室等) |            | 緑化   |           |
| 外構                          | 境界部分       | その他  |           |
|                             | 駐車場等       |      |           |
|                             | 資材置場、搬入口等  | 開発行為 |           |
| 緑化                          |            | 形態   |           |
| 照明                          | ライトアップ     |      |           |
|                             | 電飾物等       |      |           |
|                             | その他        |      |           |

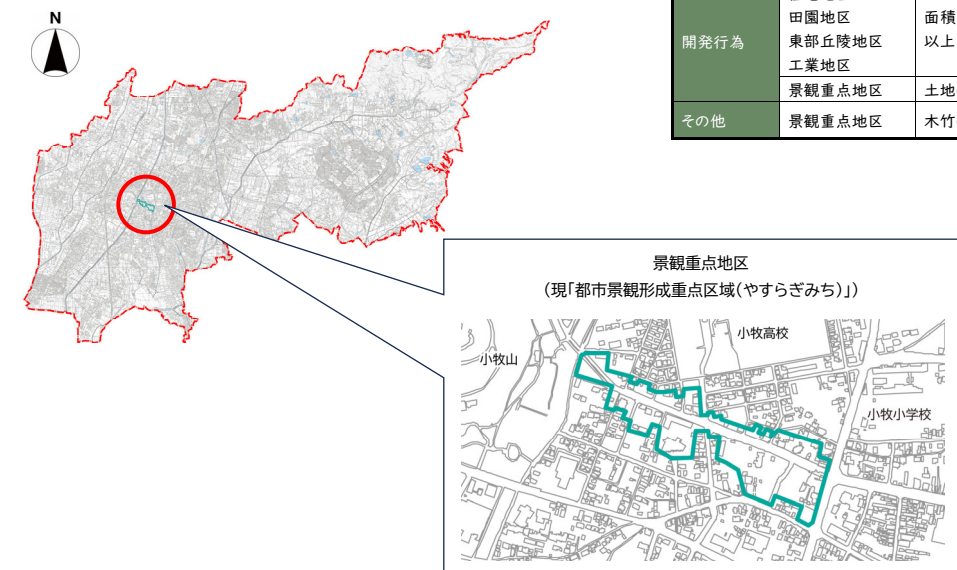
● 景観重点地区内行為の景観形成基準(項目)

| 項目        |            |
|-----------|------------|
| 建築物       | 高さ         |
|           | 屋根・庇<br>外壁 |
| 工作物       | 玄関周り出入り口   |
|           | 門・垣・堀      |
|           | 駐車場        |
|           | 機械設備       |
| 土地の形質の変更  |            |
| 木竹の伐採及び植栽 |            |
| 広告物       |            |

2 届出の対象及び行為の制限

● 届出が必要となる行為(景観計画区域内)

| 対象物件 | 内容                             |                                                                                                                          | 届出対象外の行為                             |
|------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
|      | 景観区域                           | 届出対象行為                                                                                                                   |                                      |
| 建築物  | 住宅地区<br>田園地区<br>東部丘陵地区         | 高さが15メートルを超える建築物、または、建築面積が1,000平方メートルを超える建築物                                                                             | 工事用の現場事務所、材料置場およびその他これらに類する建築物で仮設のもの |
|      | 工業地区                           | 高さが20メートルを超える建築物、または、建築面積が2,000平方メートルを超える建築物                                                                             |                                      |
|      | 景観重点地区                         | 建築物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な模様替えまたは外壁面の色彩の変更                                                                                  |                                      |
| 工作物  | 住宅地区<br>田園地区<br>東部丘陵地区         | 地上からの高さが15メートルを超える工作物(建築物と一体となって設置される場合においては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートルを超えるもの)、または、1,000平方メートルを超える敷地に設置される工作物 | 仮設のもの<br>地下に設けるもの                    |
|      | 工業地区                           | 地上からの高さが20メートルを超える工作物(建築物と一体となって設置される場合においては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が20メートルを超えるもの)、または、2,000平方メートルを超える敷地に設置される工作物 |                                      |
|      | 景観重点地区                         | 工作物の新設、増設、改造、移設、除却、大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更                                                                                   |                                      |
| 開発行為 | 住宅地区<br>田園地区<br>東部丘陵地区<br>工業地区 | 面積が3,000平方メートル以上                                                                                                         | -                                    |
|      | 景観重点地区                         | 土地の区画形質の変更                                                                                                               |                                      |
| その他  | 景観重点地区                         | 木竹の伐採または植栽                                                                                                               | -                                    |



## 2. 良好な景観の形成に関する方針について

### ◆ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針【第6章】

#### 【策定のポイント】

- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を設定

#### ●景観重要建造物の指定の方針

建築年代は比較的新しくても、地域の景観上のシンボルとなる建造物や地域の良好な景観形成の模範となる建造物、また、市民に親しまれ、愛されている建造物なども指定の対象とします。

#### 景観重要建造物の指定基準

- ①歴史的景観に寄与しているもの
- ②地域の伝統的建築様式など、造形の規範となっているもの
- ③地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの



岸田家住宅

小松寺本堂

#### ●景観重要樹木の指定の方針

学術上の価値を有していない樹木であっても、樹高や樹形が特徴的で地域のシンボルとなっているなど、その外観が地域の景観形成において重要である樹木は指定の対象とします。

#### 景観重要樹木の指定基準

- ①樹木自体や、それが存在する場所の歴史的価値や文化的価値が高いもの
- ②樹高が高い、または樹形が特徴的で、地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの



大草のマメナシ自生地

小牧小学校校庭のクロマツ

### ◆ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項【第7章】

#### 【策定のポイント】

- 屋外広告物に関する景観形成方針として、本市独自の屋外広告物条例の制定について推進
- 屋外広告物の景観形成基準の設定

### ◆ 景観重要公共施設の整備に関する事項【第8章】

#### 【策定のポイント】

- 景観重要公共施設の指定方針については、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を管理者と協議し、定めていく

#### 景観重要公共施設の指定基準

- ①その公共施設自体が小牧市の重要な景観であるもの
- ②景観重要建造物、景観重要樹木等の優れた景観資源に近接し、それらと一体的に整備、改修を行うことで、優れた景観の形成が期待できるもの
- ③小牧山を眺望する視点場など、優れた眺望景観を得られる場所
- ④地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

## 3. 計画の推進について

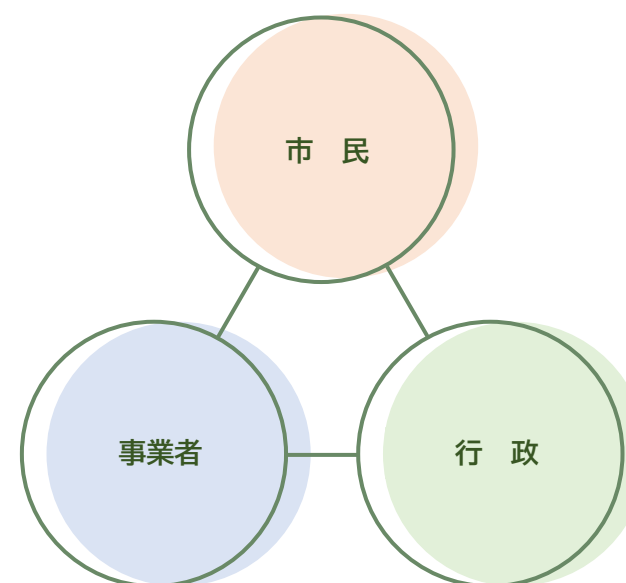
### ◆ 計画の推進【第9章】

#### 【策定のポイント】

- 市民、事業者、行政の役割を示し、お互いに協力しながら景観まちづくりを推進
- 景観形成を推進するための実現方策を実施

- ・日頃から身近な景観に対する意識を持つ
- ・自らが景観づくりの担い手となって景観まちづくりに取り組む

- ・都市景観への影響を認識する
- ・小牧市景観計画や景観条例に則った景観づくりに取り組む



- ・市民・事業者に対して、都市景観形成への理解を求め、協力を得るための普及啓発に努める
- ・施策の実施にあたっては、市民、事業者の意見を取り入れていく
- ・公共空間の整備に責任を持ち、都市景観づくりの先導役としてふさわしい都市景観形成に努める

#### 取組(案)

##### 【身近な景観を**知り**、**考える**取組】

- ・景観まちづくりシンポジウム、景観講座
- ・景観資源マップづくり(出前講座)
- ・写真・絵画コンテスト「小牧景観百選」
- ・デジタルアーカイブ
- ・景観まちづくりの情報発信
- ・景観に関する表彰制度

##### 【身近な景観を**創り**、**育む**取組】

- ・美化・清掃活動の推進
- ・緑豊かな景観づくり
- ・遊休農地の活用
- ・中心市街地活性化による新たな景観創出

##### 【身近な景観を**守り**、**継承する**取組】

- ・都市景観団体の認定
- ・史跡や文化財の保存・活用
- ・太陽光発電施設の設置に関する規制・景観ガイドライン
- ・空き地・空き家対策
- ・違反簡易広告物除却協働事業
- ・屋外広告物条例の制定
- ・地区計画等の法令制度の活用
- ・他計画・関連部局との連携及び整合